

保険薬局各位

一般社団法人 京都府薬剤師会事務局

新型コロナウイルス緊急包括支援事業（支援金・慰労金）について （追加情報）

標記支援事業については、8月25日付で情報提供したところですが、この度、府薬務課から次の事業について追加情報がありましたので、お知らせします。

○感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業

1 対象

居宅療養管理指導事業所（薬局はみなし規定あり）

2 支給額

一事業所あたり上限3万3千円（千円未満切り捨て）

3 支給の対象となる経費

令和2年4月1日～令和3年3月31日までの期間に、感染症対策を徹底した上で、サービスを提供するために必要なかかり増し経費が対象です。

今後想定される第2波に備えた取組も対象となります。

居宅療養管理指導事業を行うための経費であり、薬局業務のための経費は対象外ですのでご注意ください。

具体的には、京都府ホームページをご覧くださいか京都府慰労金・支援金コールセンターにお問い合わせください。

4 申請の方法

京都府国民健康保険団体連合会に、原則としてオンラインで申請します。

5 オンライン申請受付期間

令和3年2月26日（金曜日）17時まで（厳守）

（お問合せ先）

京都府慰労金・支援金コールセンター（開設時間午前9時～午後5時（平日のみ））

連絡先 075-708-7880

（参考URL）

京都府新型コロナウイルス感染症に係る緊急情報ページ>「新型コロナウイルス緊急包括支援事業（慰労金・支援金）について（令和2年8月21日）」

<https://www.pref.kyoto.jp/kaigo/news/corona-irokin.html>